

9月20日から26日は動物愛護週間です

飼う前も飼ってからも考えよう

▶ 問合せ 役場環境課

動物の愛護と適正な飼育についての理解と関心を深めるため、毎年9月20日から26日を「動物愛護週間」と国が定めています。動物を飼っている人も、これから動物を飼おうと考えている人も、動物の命を預かる責任と社会に対する責任について考えてみましょう。



動物を飼う前に考えてほしいこと

動物を飼うことは、ひとつの命を預かることです。

犬や猫の寿命は約15年といわれています。飼う前に、下記の事を確認ください。

- 愛情をもって最後まで飼えるか
- 動物の習性にあっただしつけが行えるか
- 餌や排せつ、散歩等の毎日の世話を行えるか
- 病気の予防や治療、去勢避妊手術等の費用を負担できるか



動物の愛護及び管理に関する法律

動物を殺傷したり、遺棄される事件がしばしば新聞やニュースで取り上げられます。動物を虐待したり、捨てたりすると「動物の愛護及び管理に関する法律」により以下のとおり罰せられます。

- 愛護動物を遺棄・虐待した場合100万円以下の罰金
- 愛護動物を殺傷した場合2年以下の懲役または200万円以下の罰金



犬や猫の新しい飼い主を捜しています

動物保護管理センターでは、収容された犬猫の新しい飼い主になっていただける人を探しています。譲渡をご希望の方は、下記までお問合せください。

※犬を希望される場合は「犬の飼い方講習会」の受講が必要です

動物保護管理センター 知多支所

☎ 21 - 5567 (平日8:45～17:30まで)

